

令和 7 年 8 月 定例農業委員会議事録

1 開催日時及び場所

開催日時 令和 7 年 8 月 6 日(水) 午後 2 時 00 分から午後 2 時 45 分
場 所 市役所 5 階 第一会議室

2 委員

(1)農業委員会委員総数 14 名

(2)農業委員会委員の出席 10 名

赤坂 雄司 大和屋 君子 丹治 正美 藤原 定嗣 南 昇一 石垣 一郎

射手矢 豊光 勝間 富士男 戸野 武彦 北庄司 博文

(3)農業委員会委員の欠席 4 名

家次 幸雄 南河 武 町谷 敏一 川野 博信

(4)農地利用最適化推進委員総数 7 名

(5)農地利用最適化推進委員の出席 6 名

阪本 寿和 野出 良之 藤本 明彦 重里 文男 道幸 誠一 奥 和弥

(6)農地利用最適化推進委員の欠席 1 名

立石 義信

3 議事説明員

局長 新谷 洋史 次長 服部 一也 係長 井上 亮 係員 尾峪 大友

4 議案

報告 第 14 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用の届出について

報告 第 15 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出(所有権移転)について

報告 第 16 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出(賃借権設定)について

報告 第 17 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出(使用賃借権設定)について

報告 第 18 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について

議案 第 10 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について

可決

議案 第 11 号 農用地利用集積等促進計画の要請について

可決

議 長

お忙しい中、8月の定例会にご出席くださり、ありがとうございます。また、先日の私の祝賀会には、多数ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。おかげをもちまして、盛大に、催すことができました。

また、地元でもお世話になり、3ヶ月前から準備していただきまして、ありがとうございました。この期はあと1年ございます。皆様方にはご協力いただきまして、スムーズに定例会を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより8月の定例会を開会させていただきます。農業委員定数14名中、出席委員10名、推進委員7名中 出席委員6名出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により会議は成立しております。議事に先立ち、本会議の議事録署名委員2名を私より指名することについて、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議がないようですので、12番:戸野委員、14番:北庄司委員のご両名にお願いします。それでは、本日の議事について事務局よりお願いします。

事務局 議事日程を読み上げ

議 長

では、日程第1 報告第14号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について 事務局より報告をお願いします。

事務局

日程第1 報告第14号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について、報告させていただきます。

(議案書を朗読し、報告した。)

以上でございます。

議 長

ただいまの報告について、ご質疑並びにご意見はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

ないようですので、本件は報告どおり承認することに決定します。続いて 日程第2 報告第15号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出(所有権移転)について、事務局より報告をお願いします。

事務局

本件につき、報告させていただきます。
(議案書を朗読し、報告した。)
以上でございます。

議 長

ただいまの報告について、ご質疑並びにご意見はございませんか。
(なしの声あり)

議 長

ないようですので、本件は報告どおり承認することに決定します。
日程第 3 報告第 16 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出(賃借権設定)について、事務局より報告をお願いします。

事務局

本件につき、報告させていただきます。
(議案書を朗読し、報告した。)
以上でございます。

議 長

ただいまの報告について、ご質疑並びにご意見はございませんか。
(なしの声あり)

議 長

ないようですので、本件は報告どおり承認することに決定します。日程第 4 報告第17号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出(使用賃借権設定)について 事務局より報告をお願いします。

事務局

本件につき、報告させていただきます。
(議案書を朗読し、報告した。)
以上でございます。

議 長

ただいまの報告について、ご質疑並びにご意見はございませんか。
(なしの声あり)

議 長

ないようですので、本件は報告どおり承認することに決定します。続きまして、日程第 5 報告第 18 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について 事務局より報告をお願いします。

事務局

本件につき、報告させていただきます。

(議案書を朗読し、報告した。)

以上でございます。

議 長

ただいまの報告について、ご質疑並びにご意見はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

ないようですので、本件は報告どおり承認することに決定します。それでは、日程第 6 議案 第 10 号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、を議題といたします。それではをお願いします。

事務局

議案 第 10 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について、耕作目的で所有権を移転する次の申請について、適当と認め許可してよろしいか。

番号 1

所在： 上之郷 地番：●●●●番●、登記は田、現況は田、面積は 33 m²

譲受人： 上之郷●●●●番地の● ●●● ●●

譲渡人： 上之郷●●●●番地 ●●● ●● 他●名

議案書番号 1 の位置については 別紙議案資料 1、2 ページをご覧ください。

申請農地は、1 筆、現在は田となっております。譲受人の耕作面積は、現在、5,794 m²を経営しています。申請地から譲受人の通作距離は 0.4km、自動車で 5 分、農作業歴は本人が 52 年、年間従事日数は 120 日です。農機具は耕耘機1台、水揚ポンプ1台、を所有しており、取得後も引き続き農業を行う予定です。

番号 2

所在： 日根野●●●番●、日根野●●●番

どちらも登記は田 現況：田、面積は 330 m²、525 m²

譲受人： 泉南市兎田●●●番地 ●● ●

譲渡人： 日根野●●●●番地 ●● ●●

議案書番号 2 の位置については 別紙議案資料 3、4 ページをご覧ください。

申請農地は、2筆330m²、525 m²あり、取得後はネギ栽培を行う予定です。現在、譲受人の耕作面積は、泉南市で自作地 43,292.76 m²、小作地 34,961 m²を経営しています。泉南市農業委員会より耕作証明書が発行されています。なお、泉佐野市では自作地 23,847.85 m²、小作地 8,261 m²を所有しています。ネギを耕作しています。申請地から譲受人の通作距離は 6.1km、自動車ですら 14 分になります。譲受人の農作業歴は 50 年、年間従事日数は 270 日です。農機具はトラクター5 台、田植機 1 台、コンバイン1台、動噴1台を所有しており、取得後も引き続き農業経営を行う予定です。

以上2件は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。本件について、ご審議賜りますようお願いいたします。

議 長

ただいまの件について、ご質疑並びにご意見はございませんか。
(なしの声あり)

議 長

ないようですので、適当と認め、許可することに決定いたします。続いて、日程第 7 議案第 11 号 農用地利用集積等促進計画の要請について を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 11 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請してよろしいか。

農地中間管理事業とは、農地の貸借について農地の貸し手と借り手の間に農地中間管理機構

である大阪府みどり公社が仲介し、貸借を促進するものになります。今回、対象案件は7件で、農地の貸付希望者から農地貸付申出書及び農地の借受希望者から申出書が提出され、事前に大阪府みどり公社と事前協議が行われたので、農業委員会で審議したのち、大阪府みどり公社に要請いたします。

番号 1、2、3

設定人 上瓦屋 ●●●番地の● ●● ●●
上瓦屋 ●●● 番地 ●● ●●
上瓦屋 ●●● 番地 ●● ●●●
被設定人 大阪市北区西天満●-●-● ●●●●●●●●●●
株式会社●●●●●●●● 代表 ●● ●●●

設定する土地は 上瓦屋●●●番●、●●●番、●番 下瓦屋●●番● 地目は全て田です。

面積942㎡、862㎡、727㎡、1,352㎡、です。

期間は R7年10月1日～R12年9月30日で期間は5年です。

使用貸借権で、新規の申請になります。

今回の被設定人の●●●●●●●●●●は堺市で農地を借りて耕作をしていましたが、法人内従業員の農業従事者が高齢で農業を続けられないことから、令和7年3月末で借りていた農地を返却することになり、他で探していました。返還した堺市の農地は2,379㎡あり、農業従事年数はR7年3月末現在で、5年4ヶ月です。主に、水稻、サツマイモを栽培していました。

被設定人は、大阪府版認定農業者である●●●●●と業務提携をして、農業を行います。泉佐野営業所の所長が●●●●●代表の●●氏であり、●●氏と●●●●●の社員が業務委託で耕作をする予定です。●●氏の事務所も泉佐野市日根野にあるため、今回対象の農地4筆を借りて事業を開始する予定です。建付けは新規参入の法人にあたると考えられるため、貸借であっても通常は各地区の農業委員の事前面談が必要になりますが、6月の定例会終了後に担当地区の農業委員と協議した結果、●●●●●や●●氏を知っていることもあり、被設定人との面談は不要となりました。協議の中では、近隣に迷惑をかけない、あぜまで草刈りをしてきれいに作って、地元とうまくやってほしいなどの意見や、地元の水利組合、土地改良区には事前に対応するようにと意見がありました。

被設定人の年間農業従事日数について、代表取締役は前年実績100日、見込み100日、泉佐野市が拠点の営業所長の見込み日数は300日、委託先職員の見込みは300日、それぞれ泉佐野市拠点です。

所有の農機具はトラクター1台、軽トラック3台、2トントラック2台 定植機1台を所有してお

り、ハウスの設置はありません。今後作付けはキャベツ、ブロッコリー、とうもろこしなどの野菜と水稲を予定しています。なお、水利費は転借人が負担します。

●●●●●については、現在、農地の貸し借りのみを行っており、若者の就農支援など、農業以外も行っており、農地所有適格法人に該当しないため、農地は所有していません。被設定人については将来、貸し借りから始め、実績を作れば、申請農地については農地所有適格法人として所有も検討しています。

番号 4

設定人 日根野●●●●番地 ●● ●●

被設定人 日根野●●●●番地 ●● ●●

設定する土地は 日根野 ●●●●番● 地目は田、面積 1,131 m²です。

期間は R7 年10月 1 日～R12 年9月30日で期間は 5 年です。

使用貸借権で、新規の申請になります。

被設定人は現在 12,432 m²の農地を耕作しており、主に水稲、キャベツ、ブロッコリー、白菜を栽培しています。農機具の所有状況ですが、トラクター3 台、コンバイン 1 台、田植機 1 台、移植機 1 台です。年間従事日数は 350 日を予定しており、本人以外の労働力は 1 名です。

なお、水利費は所有者が負担します。

番号 5

設定人 長滝●●●●番地● ●● ●

被設定人 中町●丁目●番●●●号 ●● ●●

設定する土地は 長滝 ●●●●番 地目は田、面積644m²です。

期間は R7 年10月 1 日～R12 年9月30日で期間は 5 年です。

使用貸借権で、新規の申請になります。

被設定人は現在 6,209 m²の農地を耕作しており、主にキャベツ、枝豆を栽培しています。農機具の所有状況ですが、トラクター2 台、定植機 2 台、テラー1 台です。年間従事日数は 250 日を予定しており、本人以外の労働力は 2 名です。

番号 6

設定人 高石市加茂●丁目●●番●号●●●号 ●● ●

被設定人 南中樫井●●●番地 ● ●●

設定する土地は 南中樫井 ●●●番、●●●番 地目は田、面積 790 m²、687 m²です。

期間は R7年10月1日～R12年9月30日で期間は5年です。

使用貸借権で、新規の申請になります。

被設定人は現在 10,775 m²の農地を耕作しています。主に米、ふき、キャベツを栽培しています。農機具の所有状況ですが、トラクター3台、コンバイン1台、動力噴霧器1台、テラー3台、乾燥機1台、籾摺り機1台です。年間従事日数は330日を予定しており、本人以外の労働力は1名です。

番号7

設定人 岡本●丁目●●番●●号 ●● ●●

被設定人 岡本●丁目●番●●号 ● ●●

設定する土地は 岡本●丁目 ●●●番 地目は田、面積 1,785 m²です。

期間は R7年10月1日～R12年9月30日で期間は5年です。

使用貸借権で、新規の申請になります。

被設定人は現在 1,270 m²の農地を借受しており、耕作中です。主に水ナス、玉ねぎ、ブロッコリー、ほうれん草を栽培しています。農機具の所有状況ですが、トラクター2台です。年間従事日数は300日で、本人以外の労働力は2名です。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

それでは、ただいまの説明で、何かご質疑並びにご意見はございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので、農用地利用集積等促進計画の作成について適当と認め、農地中間管理機構へ要請することに決定いたします。本日の議案審議、すべて終了いたしました。これもちまして、8月定例農業委員会を閉会します。

議事録署名人

令和 年 月 日

令和 年 月 日

令和 年 月 日
